

第4補給処公示第 288号
令和 3年 11月 2日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
村岡 良雄

郵便入札に係る応札要領について

標記について、入札に参加される方は下記の要領により行ってください。

記

- 1 一般競争入札は別紙第1のとおり。
- 2 指名競争入札は別紙第2のとおり。
- 3 令和4年1月1日以降の入札に適用する。

添付書類：別紙第1「郵便入札に係る応札要領（一般競争入札）」
：別紙第2「郵便入札に係る応札要領（指名競争入札）」

郵便入札に係る応札要領（一般競争入札）

1 事前確認

郵便入札（入札の出席を要しない。）を希望する業者は、電話連絡のうえ入札日の3日前までに全省庁統一資格審査結果通知書（写）を郵送にて入札公告に記載してある第4補給処調達部契約課入札担当班まで送付してください。

また、入札書を郵送する際にも入札公告に記載された連絡先に電話連絡をお願いします。

2 提出期限

入札書の提出期限は、入札公告に記載されたとおりです。ただし、郵便入札を取消す場合は、入札書の提出期限までに書面で申出て下さい。

3 郵便入札の方法

二重封筒によるものとし、内封筒には規定の入札書を使用して入札公告の番号・日付、日付（入札書を作成した日付）、入札者名、統制番号、品名及び参加する品目のメーカー名又は型式番号等の必要事項を記載して、社印（使用印鑑届で届出た印（以下、「社印等」という。））を押印して下さい。また、内封筒には担当者印又は社印等で封印をお願いします。外封筒には「入札書在中」と記載してください。なお、記載事項に不備がある場合には入札書は無効となります。また、郵送については送達記録が残る郵送方法で送付してください。

4 送付された入札書が無効とする場合

- (1) 郵送書類（全省庁統一資格審査結果及び入札書）が提出期限までに届かなかった場合
- (2) 入札書に必要事項が記載されていない場合（社印等の押印がない場合も含む。）
- (3) 入札公告の要件を満たさない場合

5 入札回数

郵便による応札については入札回数を1回とし、1回目の入札で落札しない場合、2回目以降の入札は辞退したものとして処置します。なお、封筒に入れる入札書は1枚としてください。

6 結果

入札結果については、郵便入札を行った業者には電話連絡等により通知します。また、落札情報については第4補給処のホームページにも公開致します。

7 その他

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときに、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をもってこれに代わりくじを引かせるものとします。
- (2) 不明な点は、入札公告に記載されている連絡先までご連絡ください。

郵便入札に係る応札要領（指名競争入札）

1 事前確認

郵便入札（入札の出席を要しない。）を希望する業者は、必要な事項について説明がありますので、必ず入札通知書に記載された第4補給処調達部輸入課契約班に電話連絡をお願いします。

2 提出期限

入札書の提出期限は、入札通知書に記載された入札日前々日の15:00までとします。ただし、郵便入札を取消す場合は、前日の15:00までに書面で申出て下さい。

なお、入札書の提出期限並びに郵便入札を取消し申出の期限が祝休日の場合は、直前の平日とします。

3 郵便入札の方法

二重封筒によるものとし、内封筒には規定の入札書を使用して入札通知書の番号・日付、日付（入札書を作成した日付）、入札者名、統制番号及び品名等の必要事項を記載して、社印（使用印鑑届で届出た印（以下、「社印等」という。））を押印して下さい。また、内封筒には担当者印又は社印等で封印をお願いします。外封筒には「入札書在中」と記載してください。なお、記載事項に不備がある場合には入札書は無効となります。また、郵送については送達記録が残る郵送方法で送付してください。

4 送付された入札書が無効とする場合

- (1) 郵送書類（入札書）が提出期限までに届かなかった場合
- (2) 入札書に必要事項が記載されていない場合（社印等の押印がない場合も含む。）
- (3) 入札通知書の要件を満たさない場合

5 再度の入札

郵便による応札者が出席しない場合で、落札者がなく2者以上の出席者がいる場合は、郵便応札者は辞退したものとみなして再度の入札を行いますので、封筒に入れる入札書は1枚として下さい。

ただし、落札者がなく出席者が2者に満たない場合で後日再度の入札を実施することとなった時は、郵便応札者を辞退とせずにご連絡をしますので、上記の期限に準じ、期日に間に合うよう入札書を提出して下さい。

6 結果

落札結果については、郵便入札を行った業者には通知します。

7 その他

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときに、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をもってこれに代わりくじを引かせるものとします。
- (2) 不明な点は、入札通知書等に記載されている連絡先までご連絡ください。